

公益社団法人宮城県獣医師会の名誉会長並びに顧問 参与 推戴（委嘱）に関する規則

（目 的）

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第26条の規定に基づき、名誉会長並びに顧問、参与の推戴（委嘱）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基 準）

第2条 名誉会長並びに顧問、参与は、次の基準により理事会の承認を得て会長が推戴する。

（1） 名 誉 会 長

名誉会長に推戴する場合は、次の条件を具備していることを要す。

イ 特にこの法人の発展に貢献され、人望の厚い方。

（2） 顧 問

① 最高顧問

最高顧問に推戴する場合は、次の各号の条件を具備していることを要す。

イ 多年に亘り会長職を経験し、特に本会の発展に貢献され、現在役員の職を離れていること。

ロ 宮城県内に居住していること。

② 名誉顧問

名誉顧問に推戴する場合は、次の各号の条件を具備していることを要す。

イ 国会議員であること。

ロ 獣医師問題等の議員活動を積極的に行っていること。

③ 顧 問

顧問に推戴する場合は、次の各号の条件を具備していることを要す。ただし、理事会において、特に本会運営のため必要と認めた場合は、この限りではない。

イ 会長又は副会長の職に、二期以上の経験者にして、現在役員の職務を離れていること。

ロ 年令が65歳以上に達していること。

ハ 宮城県内に居住していること。

（3） 参 与

参与に委嘱する場合は、次の各号の条件を具備していることを要す。

イ 常務、二期以上の経験者にして、現在役員の職を離れていること。

ロ 年令が65歳に達していること。

ハ 宮城県内に居住していること。

（礼 遇）

第3条 名誉会長並びに顧問は会長職を、参与は常務職をもって礼遇する。

（会費免除）

第4条 名誉会長並びに顧問、参与については、本会の一般会費を免除するものとする。

（任 期）

第5条 名誉顧問の任期は、定款に定める役員の任期とする。

（補 則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。